

うるま市上下水道事業経営戦略改定支援業務委託 受託候補者選定基準

(目的)

第1条 この基準は、「うるま市上下水道事業経営戦略改定支援業務委託」の受託候補者を選定するために必要な事項について定めることを目的とする。

(審査項目)

第2条 受託候補者を選定するための審査項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 業務を行う者の業務実績
- (2) 業務を行う者の業務配置体制
- (3) 企画提案内容
- (4) 参考見積額

(評価点)

第3条 審査項目の審査は、評価点により行うものとする。審査項目の配点は、次の(1)、(2)、(3)、(4)に掲げるとおりとし、評価点の合計は150点満点とする。

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 業務を行う者の業務実績 | 10点 |
| (2) 業務を行う者の業務配置体制 | 40点 |
| (3) 企画提案内容 | 90点 |
| (4) 参考見積額 | 10点 |

(審査表)

第4条 審査は、別紙審査表を用いて行うものとする。

(審査方法)

第5条 審査は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 審査項目は、第2条(1)～(4)に掲げるとおり(1)「業務実績」(2)「業務配置体制」(3)「企画提案内容」(4)「参考見積額」から構成される。
このうち、(1)「業務実績」(2)「業務配置体制」を審査基準項目1(書類審査)、(3)「企画提案内容」(4)「参考見積額」を審査基準項目2(プレゼンテーション審査)とする。
このうち、審査基準項目1(書類審査)は、事務局にて提出書類及び審査表に基づく採点を行い、評価点を算出する。
- (2) 選定委員会は、審査基準項目2について、提案者によるプレゼンテーションを受け、審査表に基づく評価を行い、評価点を算出する。
- (3) 上記の(1)と(2)の評価点の合計額を提案者ごとに集計し、その総合計点により順位を決定する。
- (4) 総合計点が最も高い提案者を選定委員会による合議の上、本業務の優先受託候補者として決定する。
- (5) 複数提案者の総合計点が同点となった場合は、参考見積額の安価な提案者を上位とする。参考見積額も同額の場合は、選定委員会委員の投票により決定する。
- (6) 提案者の総合計点が、評価基準点の合計値の5割以上であることを最低基準点と

し、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

- (7) 提案者が1者の場合であってもプレゼンテーション審査を実施し、その内容が最低基準点を満たす場合は、受託候補者として決定するものとする。